

松茂町住民投稿型アプリ開発委託業務仕様書

1. 業務名

松茂町住民投稿型アプリ開発委託業務

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

(令和5年1月完成、令和5年2月～3月試行、令和5年4月公開のスケジュールに沿う。ただし特別な事情がある場合はこの限りでない。)

3. 業務の内容

打ち合わせ、要件定義、仕様決定、システム設計、ウェブシステム開発、スマートフォンアプリケーション開発、動作確認、ウェブシステムの公開、スマートフォンアプリケーションの配布、システム運用保守、システム開発に係る書類（議事録、システム設計書、テスト結果書等）の作成等、情報システム開発に係る一切の業務を行うこと。

3-1. システム開発形式

アプリについては、iOS の場合はAppStore、Android の場合はGoogle ストアから入手可能とするために必要な手続き（アカウント及びライセンス取得等）を行うこと（OS によるバージョンアップに伴うアプリの更新が年間1～2回程度あることを想定）。

3-2. 拡張性

- ・将来的なコンテンツ追加を想定し、拡張性を持たせたシステムにすること。
- ・長期的なメンテナンスを意識し、アップデートやメンテナンスが容易にできる構成とすること。

3-3. 構築するシステムの内容について

【利用対象者】

主に松茂町在住者及び松茂町内就業者であるが、観光客や近隣市町村等の利用も想定すること。

【システム内容】

(1) ID 及びパスワードの新規登録機能

- ・初回利用時、利用者は利用規約に同意の上、登録を行うこと。

- ・初回利用時、利用者の登録情報を協議の上、決定すること。
- ・新規登録して初回ログイン時以降は、ログイン状態を保持し、利用者が容易にログイン状態にできるようにすること。
- ・利用者がパスワードを失念したときのため、メールアドレスを利用してパスワードの再発行をできるようにすること。

(2) ホーム画面

- ・管理者（町職員） からののお知らせを表示できる機能を有すること。
- ・利用者の登録情報変更、プッシュ通知の通知設定、利用規約、操作に関するヘルプ、各種リンクの閲覧、管理者（町職員） へのお問い合わせ等をできるようにすること。

(3) 住民投稿機能

- ・利用者からの要望等を地図上に写真及び文章で投稿する機能を有すること。
- ・他のアプリ利用者からも投稿及び回答内容を確認できる機能を有すること。

(4) 広報機能

- ・管理者（町職員） からの広報内容を表示できる機能を有すること。また、プッシュ通知等により表示する機能を有すること。

(5) その他

- ・業務目的を達成するために、必要なメニューを提案すること。

【管理者側システム】

- ・管理者（町職員） がアプリ及びウェブサイトの掲載内容を同時に更新できるシステムを構築し、専門的な知識がない町職員でも取扱いができるものとする。なお、管理者（町職員） が更新する場合は、更新作業は町の行政事務用パソコンにて行うため、更新システムは特別なソフトウェアをインストールすることなく、ブラウザのみで動作するシステムとすること。

4. 動作環境

- ・管理者（町職員） が利用する更新用のウェブシステムは、別途ツール・ソフトウェア等をインストールすることなく、Internet Explorer（11以降）、Edge、GoogleChrome、Firefox 及びSafari 等のブラウザの最新版と、OS（バージョン）は、Windows（10）やMacOSX（最新バージョン）に対応していること。

5. 職員研修

- ・受託者は、町職員を対象に管理者マニュアル及び利用者マニュアルに基づき、操作研修を実施するものとする。

6. 運用保守

- ・アプリケーションソフトの脆弱性等を契機とした情報漏洩が発生しないよう十分なセキュリティ対策を施すこと。
- ・個人情報をサーバ及び端末に保持する場合は、暗号化して保存すること。
- ・運用、保守端末にはウイルス対策ソフトを導入すること。

7. その他

- ・業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、町と連絡を密に取りながら誠実に履行すること。
- ・成果品の引き渡し完了の日から1年間は、成果品に係る契約不適合に対する保守等について無償で対応を行うこと。
- ・この仕様書に記載されていない事項及び疑義が生じた場合は、町と協議の上、決定すること。
- ・受託中に知りえた個人情報は適正に管理し、決して漏洩、不正使用を行わないこととし、当該契約が履行された後においても同様とする。
- ・受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を各成果物引き渡し時に、町に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。
- ・本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

8. 特記事項

システム構築内容等については、内容のより一層の充実を図るため、町と協議の上、予算の範囲内において構築するページや機能を増やすなどの変更を行う場合がある。